

第1章 計画の目的

1 計画策定の趣旨

本県においては、令和9（2027）年のリニア中央新幹線の開業にあたり、リニア山梨県駅（仮称）の整備が予定されています。また中部横断自動車道（静岡－山梨間）の供用もあり、三大都市圏への移動時間が大幅に短縮することから、人流・物流の活発化が期待されるなど県の発展に繋がる社会資本整備が進められる絶好の機会が訪れています。

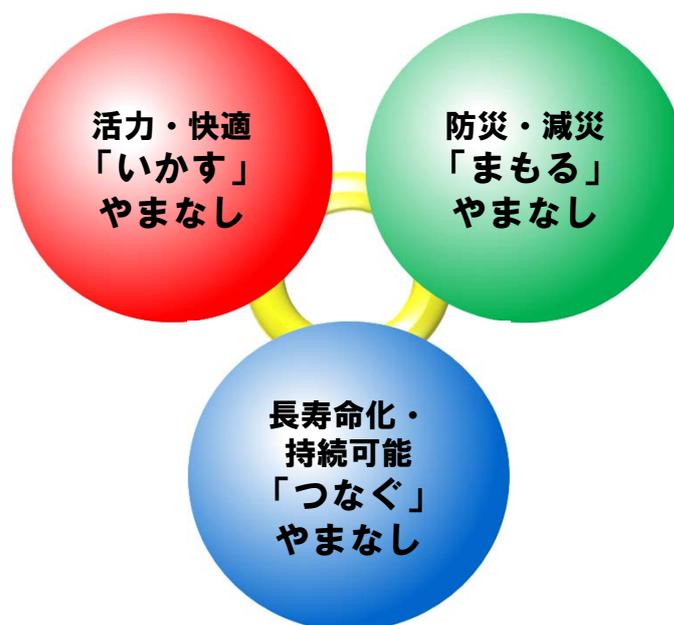
一方で、頻発化・激甚化する自然災害への備え、加速する社会資本の老朽化、人口減少社会への対応など、様々な課題を抱えています。

目まぐるしく変化する社会経済情勢のなか、山梨県の未来に大きく影響するリニア中央新幹線の開業までの8年間を重要な時期と捉え、様々な課題に対応した新たな計画のもと社会資本整備を実施していくことは、極めて重要であると考えます。

これまで本県においては、第一次から第三次にわたる社会資本整備重点計画を策定し、限られた財源の中で、効果的、効率的に県土の社会資本整備を進めてきました。

この度、将来における山梨県の社会経済活動の持続的な発展、ならびに県民生活のさらなる豊かさの実現に貢献する社会資本を整備していくため、山梨県社会資本整備重点計画（第四次）を策定することとしました。

策定に当たっては、これまでの実施状況を踏まえつつ、新たな時代の要請に応えるため、基本理念や目指すべき将来像を掲げるとともに、選択と重点化により整備の方向性を明らかにし、より分かりやすく体系的に目標達成に向けた取り組みを示します。



2 計画の位置づけと期間・対象

○本計画は、「山梨県総合計画」及び「山梨県強靱化計画」の下位計画で、社会資本整備に関する最上位計画です。

○計画期間は、令和9(2027)年のリニア中央新幹線開業を見据え、令和2年度～令和9年度までの8年間とします。

○県が主体となって行う次の事業を計画の対象とします。(一部、関連する国及び市町村の事業を含む)
 道路事業(街路、林道、基幹農道を含む)、河川事業、砂防事業、治山事業、公園事業、
 市街地再開発事業、生活排水処理事業(下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽
 設置整備事業等を含む)、住宅事業、森林整備事業、農業農村整備事業等

3 計画の想定事業量

○本計画では、中長期的な展望に基づく、社会資本整備の計画的な実施や担い手となる人材の確保・育成のため、継続的な公共投資の規模を想定事業量として示します。

なお、期間は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の事業期間に合わせた令和7年度までとし、第4章において、施策毎に主な事業を掲載します。

令和2年度～令和7年度における想定事業量

概ね 4,600 億円

留意事項

- ・県が主体となって行う事業のみを対象とする
- ・想定事業量は目標値を示したものであり、国の予算措置の動向等による